四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）及びまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例（五の五②）

○内閣府告示第千三百二十一号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年内閣府告示第三百六十五号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十九年二月二十四日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年四月六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　舞鶴市

二　地域再生計画の名称　引き揚げの史実継承プロジェクト

三　地域再生計画の区域の範囲　舞鶴市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）及びまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例（五の五②）

○内閣府告示第千三百二十二号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十六項の規定に基づき、平成二十九年内閣府告示第五十六号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十九年二月二十四日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年四月六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　兵庫県神崎郡神河町

二　地域再生計画の名称　峰山高原スキー場整備計画

三　地域再生計画の区域の範囲　兵庫県神崎郡神河町の区域の一部（上小田地区）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）及びまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例（五の五②）

○内閣府告示第千三百二十三号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十六項の規定に基づき、平成二十九年内閣府告示第五十六号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十九年二月二十四日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年四月六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　三好市

二　地域再生計画の名称　三好市生涯活躍のまちづくり計画

三　地域再生計画の区域の範囲　三好市の区域の一部（池田地域）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）、生涯活躍のまち形成事業計画に基づく特例（五の五⑩）及び生涯活躍のまち形成事業計画によるサービス付き高齢者向け住宅の入居者要件の合理化（五の六）

○内閣府告示第千三百二十四号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十六項の規定に基づき、平成二十九年内閣府告示第四十六号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十九年二月二十四日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年四月六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　北九州市

二　地域再生計画の名称　小倉城周辺魅力向上計画

三　地域再生計画の区域の範囲　北九州市の区域の一部（小倉城周辺地区）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）及びまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例（五の五②）

○内閣府告示第千三百二十五号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年内閣府告示第四百三号を

○総務省告示第百四十六号

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成十九年法律第九十四号。以下「健全化法」という。）第十五条の規定に基づき、健全化法第九条第三項において準用する同条第二項の規定により夕張市から報告を受けた財政再生計画の内容及び健全化法第十条第六項の規定による協議の結果を次のとおり公表する。

平成二十九年四月六日

総務大臣　山本　早苗

一　健全化法第九条第三項において準用する同条第二項の規定により報告を受けた財政再生計画の内容

第８号様式

財政再生計画書

北海道夕張市

第１　再生判断比率が財政再生基準以上となった要因の分析：変更前に同じ

第２　計画期間：変更前に同じ

第３　財政再生の基本方針：次のとおり変更する

・過去の財政悪化に至った種々の要因を踏まえ、巨額の赤字を確実に解消するため、平成18年度に「財政再建計画」を策定し、歳入の確保及び全国で最も効率的な水準となるよう徹底した行政のスリム化と事務事業の抜本的な見直しを図ったところであり、平成20年度までの３年間で約31億円の赤字を解消した。

・さらに、「地方財政再建促進特別措置法」に代わり制定された「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき、平成21年度に「財政再生計画」を策定し、「財政再建計画」時の方針を引き継ぎ、歳入の確保と行政のスリム化や投資的事業の抑制などの歳出の削減に努めて、平成28年度までの８年間で再生振替特例債約85億円を償還し、計画的な債務返済を確実に行ってきた。

・こうした取組を継続して11年間が経過した現在の状況を踏まえ、引き続き、歳入の確保や歳出の削減への徹底した取組を基本として財政の再建を図るものとするが、財政再建計画期間を含めると20年を超える超長期の財政再生計画期間の後半を今後迎えていくに当たり、計画期間が終了した後も本市が持続的に存立・発展していけるよう、計画期間終了後を見据えた取組も行っていく必要がある。